

## 市第46号議案

横浜市開発事業の調整等に関する条例及び横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例の一部改正

横浜市開発事業の調整等に関する条例及び横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成19年9月13日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市開発事業の調整等に関する条例及び横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例の一部を改正する条例  
（横浜市開発事業の調整等に関する条例の一部改正）

第1条 横浜市開発事業の調整等に関する条例（平成16年3月横浜市条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第34条」の次に「・第35条」を加え、「第4節 都市計画法施行令第31条ただし書の規定による開発区域の面積（第35条）」を削る。

第2条第2号ア中「第5号」を「第4号」に改める。

第6条中「から第4号まで」を「及び第3号」に改める。

第17条第3項中「第43条第1項の許可の申請」の次に「、法第34条の2第1項若しくは第43条第3項の協議の申出」を加える。

第3章第4節の節名を削り、第35条を次のように改める。

第35条 削除

（横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例の一部改正）

第2条 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（平成18年2月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第14条第2号中「申請」の次に「、同法第34条の2第1項若しくは第43条第3項の協議（成立している場合に限る。）」を加える。

#### 附 則

この条例は、平成19年11月30日から施行する。

#### 提 案 理 由

都市計画法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市開発事業の調整等に関する条例及び横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。